

3

り災証明書で準半壊と判定された方への主な支援

★申請時に持参するもの…本人確認書類、通帳 等

資金	①災害見舞金 (支給) ※対象者には天草市から 通知するため、申請は不 要ですが、振込口座の申 し出が必要	災害により死亡、負傷又は住宅(災害発生時に居住していた建物)に大 きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて見舞金又は弔慰金を支給 します。※天草市に住所を有する方が対象、借家は半額。 ●天草市の制度の場合…準半壊 1 万円 【天草市の制度…健康福祉政策課☎24-8805】
	②災害援護資金 貸付	災害により負傷又は住宅、家財に大きな被害を受けた場合、被害の程 度に応じて生活再建に必要な資金を貸し付けます。 ●家財の損害が価格の 1/3 以上かつ負傷なし場合…150 万円以内 (無利子～1%) 等 【健康福祉政策課☎24-8805】
住宅	③緊急修理	住家が「準半壊以上(相当)」の損傷を受け、放置すると被害拡大の恐 れがある世帯に対し、雨漏りや風雨の侵入を防ぐためのブルーシート 張等を支援します。 ●資材の支給(ブルーシート等)、修理業者への依頼(1 世帯あたり 56,400 円以内) 【建築住宅課☎32-6797】
	④応急修理 ※災害救助法適用分	住宅が準半壊との災害認定を受けた世帯で、そのままでは居住できな い場合、日常生活に必要な最小限の部分の応急的な修理を支援します。 修理費用を天草市が直接施工業者に支払う制度のため、被災された方 に費用が支給されるものではありません。 ●準半壊 36.7 万円以内 【建築住宅課☎32-6794】
減免	⑤保険料の減免 □国民年金保険料	災害により所有する住宅等に被害を受けたとき、被害の程度により、 保険料が減免となる場合があります。 【国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】 【本渡年金事務所☎24-2154】
その他	⑥教科書等の 無償給与 ※災害救助法適用分 ※幼稚園児、専門学校生、 大学生等は対象外	災害により住宅に被害を受け、教科書等を使用することができず、就 学上支障のある児童、生徒に教科書等を供与します。 【学校教育課☎24-8813】